

令和3年6月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和3年6月15日 開会

令和3年6月15日 閉会

国見町農業委員会

令和3年6月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

石母田地区担当	齋藤光弘君
徳江・塚野目地区担当	菊地信七君
高城地区担当	高橋一博君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和3年6月15日（火曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者

4 会務報告

5 提出議案等

報告第1号 農地改良行為届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 空き家に付随した農地の指定申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

協議第2号 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

協議第3号 施設園芸用地等の取扱いについて

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

1 会長挨拶

○事務局 会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） それでは、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 異議なしの声がありますので、2番、赤坂正弘委員、8番、佐藤浩信委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、この総会においては欠席者はおられません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 次に、会務報告に入ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地改良行為届出について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地改良行為届出について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地改良行為届出（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明は終わりました。これに対して質疑ございませんか。

8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 農地の一部を荒らしている方が、農地改良をしてまで利用するというのは、何か別の目的でもあるのではないのでしょうか。届出案件なので届出があった際には受理となるのかもしれないが、疑問をもって対応するべきではないかと思います。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 8番、佐藤委員からの質問でございますが、確かにこの案件については特に問題ないということで受理通知書は出しております。ただ、ほかの農地が荒れている状況であれば、農業委員会として農地を守っていくという仕事ですので、そこは事務局で今後指導等は行っていきたいと考えております。

以上です。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか。

○8番（佐藤浩信君） 対応を検討していただけるのであれば。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 農地改良行為の届出は年間どの程度あるのか分かりませんが、今まで総会で報告した案件は少ないですね。あえて報告事項として丁寧に説明していただいている理由は何なのかなと疑問に思ったのですが。

○事務局 6番、斎藤委員からのご質問でございますが、農地改良行為届出については町の農業委員会規則上、事務局長専決事項となっております。また、同じく規則の中で受理した場合には直近の総会で報告することとなっておりますので、今回報告させていただいております。

以上です。

○6番（斎藤紀次君） 年間の件数はほとんどないということですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 直近ですと、2月か3月に一度改良行為の届出の報告をさせていただいております。件数にしますと年間2、3件と少ない案件でございます。受理した場合には、その都度報告はさせていただきます。

○6番（斎藤紀次君） 田を畑にする場合も農地改良行為に該当するのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 田を畑にする場合、土を入れたりなど土地自体の形質を変える場合には届出は必要になります。

○6番（斎藤紀次君） 国見町では特段出てきてないということですか。

○事務局 特段出てきておりません。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（3件）について】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号28番の案件について、現地調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いいたします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 6月9日に事務局2名と現地を調査した結果、事務局の説明どおり何ら問題ないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号29番、30番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当、高橋一博推進委員より説明をお願いいたします。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 同じく9日に事務局2名と私と現地を確認した結果、29番、30番の2案件について、事務局の説明のとおり何ら問題のないことを確認いたしましたので、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 空き家に付随した農地の指定申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 空き家に付随した農地の指定申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 空き家に付随した農地の指定申請（1件）について】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、議案第2号の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、菊地信七推進委員より説明をお願いします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（菊地信七君） 6月9日に事務局2名と現地を確認いたしました。畑ではありますが、耕作放棄地となっており、指定されることにより有効活用してもらえるのであれば幸いと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 書面で宅地との位置関係がよく分からないのですが、建物とどういう位置関係にあるのか教えてもらいたい。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 6番、斎藤委員からの質問でございますが、54ページをご覧いただきたいと思ます。

54ページの位置図の中央の網かけになっている箇所が、今回申請に係る農地となっておりまして、その東側、建物のところに、小さいのですが15-1と書いてある部分、こちらが空き家となっております。一応、空き家が道路側に面しておりまして、その奥側に農地があるという状況となっております。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明いたします。

受付番号2番の案件に関して、8番の佐藤浩信委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては、議案を分割し審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第3号で議事参与の制限に該当しない案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権移転の申出が1件、農地中間管理機構の転貸の案件1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の受付番号2番の案件についてを審議します。

8番、佐藤浩信委員は退席をお願いいたします。

〔8番 佐藤浩信君退室〕

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出が1件）につい

て説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号の受付番号2番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の受付番号2番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

8番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

〔8番 佐藤浩信君入室〕

協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表等について】

○会長（渋谷福重君） ただいまの協議第1号について、何か意見があればお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 特別ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 意見等ないようでございますので、協議第1号は原案のとおりとします。

協議第2号 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第2号 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第2号 令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について】

○会長（渋谷福重君） 協議第2号の内容について、何か意見があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 意見等ないようでございますので、協議第2号は原案のとおりとします。

協議第3号 施設園芸用地等の取扱いについて

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第3号 施設園芸用地等の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第3号 施設園芸用地等の取扱いについて】

○会長（渋谷福重君） ただいま局長から説明があったとおりなんですけれども、今回の問題とか事件をきっかけに、新しい要綱をつくって進まなくちゃならないのかなということ、これはあくまでもたたき台ですから、また、このような迫るタイミングに、いろいろと皆様にお伺いして決めていくと。

いろいろ聞かせてもらいたい。

7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 今回の内容については、誰もがコンクリートの地固め等をして、問題とならないようにするという考えから協議事項としているということで良いのか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 八島委員からお話がありましたが、県北農林事務所の指導調整課からも、農地法上の問題はないが、拡大解釈された際の判断が難しくなるため、一定の線を引くために、今回要綱（案）ということで出させていただいたので、皆様からの意見を基に、国見町独自の要綱に

はしたいと考えております。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 農業委員会で判断するというのであれば、原状復帰命令ではないでしょうか。拡大解釈してもっと大きな案件が出てくると思いますから。

以上。

○6番（斎藤紀次君） 明確な法的根拠がないのであれば、原状回復といった命令は出せないのではないのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 8番、佐藤委員と6番、斎藤委員から、意見をいただいたのですが、まず、8番委員の原状回復命令を出したらという点ですが、県の要綱にも定めてありますが、必要不可欠なものであれば違反転用とかではなく、あくまでも農地として取り扱うということになります。

6番、斎藤委員からのご意見ですが、今後そういった案件が出てきた際に、農業委員会として確認するためにも要綱とかを定めておいたほうがいいのではないかとということで、事務局として提案させていただいているところでございます。

○5番（佐久間久子君） 今回の案を認めるというのであれば、事前に農業委員会に相談ないわけですよね。同じようなことをしたい農家は沢山いると思います。今後の対応を見据えて段階的に考えなければならないのではないのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 あくまでも今回のような事例の場合であれば、農地として取り扱うとなっているので、農地は農地ということになります。ただ、その形質とかが変更になる場合は、必要最低限以上のものにならないように要綱を定めたいというのが事務局の考えです。

○7番（八島富一君） 当該部分も含めて全体を農地法上の農地として取り扱うということの見解が出ているんだから、厳しくしても仕方がないのでないでしょうか。

○8番（佐藤浩信君） 必要不可欠ということであれば、行って良いわけですから。

○会長（渋谷福重君） 本当に難しい問題だと思います。

意見がいろいろと出ましたが、何とかいい方向に進めていきたいなと思いますので、次の総会でも皆さんもご協力お願いします。

○事務局 改めて今回の件については、農業委員会、農地利用最適化推進委員の皆様から意見を吸い上げた上で、次回以降、再度提案という形を取らせていただきたいと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 議事については、これにて終了とします。

6 その他

（１）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 次回以降の総会日程について、事務局より説明願います。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） 8月は18日の13時30分と決定させていただきます。

事務局から連絡事項ありませんか。

○事務局 ありません。

○会長（渋谷福重君） では、これで総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後3時22分閉会